

〔展 望〕

「障害をもつアメリカ人に関する法律（1990年）」実施状況

中 野 善 達

「障害をもつアメリカ人に関する法律（1990年）」(ADA)は障害をもつ人びとに対する世界最初の包括的な市民的権利法である。本稿は、ADAの実施状況に関し、主として連邦政府諸機関から発行された、もしくは提供された諸資料をもとに、若干の検討を行う。(1) ADAの施行規則、ガイドライン、基準は、おおむね法定期限内に公表され、実施への法的準備はほぼ整備された。(2) 連邦政府諸機関および政府と契約もしくは補助金を受領している多数組織が、ADA諸情報の普及に関し積極的な活動をしている。これら情報は、braille, large print, audiotape, electric file on computer disk and electric bulletin boardの形式でも提供されている。(3) 中小企業への税控除や技術援助等も活発に行われている。(4) ADA実施の初期段階のため、その評価は困難であるが、総体的に順調な進展をみせていること、広報や技術援助の方法・内容にいつその配慮の必要性が認められた。

キー・ワード：ADA 実施 連邦施行規則 情報の普及

はじめに

1990年7月26日、一般法律第101-336号「障害に基づく差別の明確かつ包括的な禁止を確立するための法律」が制定された。この法律はその第1条において、略称を「障害をもつアメリカ人に関する法律（1990年）(Americans with Disabilities Act of 1990)」(以下、ADAと略記する)と定められた¹⁾。ADAは、およそ4300万人という多数の障害をもつ人々がいること、この人々への差別が続いており、様々な面で重大な不利益をこうむってきていること、この人々への適切な目標は機会の平等、完全な参加、自立生活、経済的自給自足を保証することであり、このために連邦政府が明確で包括的な差別禁止法を制定する必要があるという認識を基に設けられたものである。

アメリカでは、「1964年の市民的権利に関する法律」や「1973年のリハビリテーションに関する法律」といった差別禁止の連邦法があるが、障害をもつ人々の権利保証は十分なものでなく、差別や隔離が持続してきた。もっとも、個別分野では、様々な立法化が進行してきた(表1参照)。しかし、依然として続く差別解消のため、これまでの法律では十分にカバーできなかった雇用、公共サービス(公共輸送、公共施設)、電気通信を中心とした広範な分野における強力な立法が要請されたのであった。

この歴史的・記念碑的な差別禁止法は、アメリカ社会に大きなインパクトを与えただけでなく、世界的な関心を集めた。わが国でも諸省庁や関係団体、個人によってADAの翻訳や諸情報の紹介・論評が盛行をみだし、米国から関係者が繰り返し来日して情報を提供した。

この法律の施行規則、ガイドライン、最低基準や資料集、解説書等も続々と公刊²⁾³⁾され、複雑で膨大な法律の内容が次第に明確にされつつある。本稿は、ADA施行規則の作成経過、ADAに関する政府諸機関等の情報普及活動、中小企業への税控除措置、全米障害者問題審議会(National Council on Disability)によるADA実施状況の分析及び今後への勧告等、主として連邦政府諸機関の活動を扱うことにする。ADA各編及び施行規則やガイドライン等の内容分析は、稿を改めて論ずることにする。

1. ADAの施行規則

ADA各編別の適用対象・施行規則・施行日を一括して表2に示した。この表で「法の施行日」としてあるのは、各編の主要部分の施行日を示している。各編の内容別の施行日は、表3の通りかなりまちまちであり、駅の改造のように極めて長期を想定した時期設定もある。

施行規則作成はいずれもかなり難航したが、確定的規則(final rule)の公表は、ほぼADAで定められた期

限になされている。法案審議中にも議論の多かった第一編「雇用」の施行規則作成は、平等雇用機会委員会(Equal Employment Opportunity Commission)の責任である。同委員会は、施行規則案をいきなり告知することを避け、ADA 制定後ただちに(1990年8月1日)、「障害」(disability)、「適切な便宜」(reasonable accommodation)、「不当な困難」(undue hardship)の定義と適切な適用に関し、施行規則作成予告とコメントを要請する告知 advance notice of proposed rulemaking⁹⁾を行った。文書によるコメントは8月31日に締め切られたが、この間、同委員会の地方事務所は62回にわたる ADA 第一編に関する説明会を開催した。第一編の施行規則案は、寄せられたコメントを参考にして作られたが、リハビリテーション法(1973年)施行規則では定義されていなかった「実質的に制

表1 障害をもつ人々に影響を及ぼす連邦法

スミス-シアーズ退役軍人リハビリテーション法(1918年)
スミス-フェス法(1920年)
社会保障法(1935年)(1956年に修正)
市民的権利法(1964年)
建造物障壁法(1968年)
リハビリテーション法(1973年)
全障害児教育法(1975年)(現行は障害者教育法)
発達障害援助・権利章典法(1975年)(1987年に修正)
障害児保護法(1986年)
障害をもつ者の技術関連援助法(1988年)
障害をもつアメリカ人に関する法律(1990年)
市民的権利法(1991年)
リハビリテーション法修正(1992年)
U.S.Department of Education(1992): Summary of Existing Legislation Affecting Persons with Disabilities. U.S.Government Printing Office. を参考に作成

表2 ADA各編別の適用対象・施行規則・施行日

		適用対象	施行規則				法の施行日
			作成責任	法定作成期限	規則案	確定的規則	
第一編	雇用	私的使用者、州及び地方行政機関、雇用機関、労働団体並びに労使関係委員会	平等雇用機会委員会	1991年7月26日	作成予告とコメント要請 1990年8月1日 規則案 1991年2月28日	1991年7月26日	1992年7月26日
第二編	公共サービス (公共輸送を含む)	州・地方行政機関 地方・州行政機関のあらゆる活動 公共輸送 公共輸送(固定路線システム、副次式輸送、需要応答システムを含むバス、軽便・高速鉄道、都市間鉄道、通勤者用鉄道及び輸送施設)	司法省 (一部は建造物・輸送障壁排除委員会)	1991年7月26日	1991年2月28日	1991年7月26日	1992年1月26日
			運輸省	1991年7月26日	1990年3月26日	1991年9月6日	1990年8月26日
第三編	私的団体によって運営される公共施設及びサービス	公共施設 すべての企業及びサービス提供者 公共輸送 公共輸送(第二編と同じ)	司法省 (一部は建造物・輸送障壁排除委員会)	1991年7月26日	1991年2月22日	1991年7月26日	1991年1月26日
			運輸省	1991年7月26日	1990年3月26日	1991年9月6日	1991年8月26日
第四編	電気通信	公共通信事業者	連邦通信委員会	1991年7月26日	1990年12月4日	1991年8月1日	1993年7月26日
第五編	一般的諸規定						

ADA及びFederal Register Vol. 55, 56の各該当号をもとに作成

限」(substantially limits)や「本質的職務」(essential functions)の定義が提示されている⁹⁾。同案に対するコメントは、1991年4月29日に締め切られたが、697通に及び、使用者やその団体、障害をもつ人々や組織、権利擁護団体や個人から多くの疑問点が提起された。同委員会は確定的規則の公表⁹⁾と同時に、「解釈のためのガイドライン」(Interpretive Guideline)を発行して

いる。

第二編「公共サービス」の第A章(差別の禁止及びその他の一般的関連規定)、第三編「私的団体によって運営される公共施設及びサービス」の公共施設に関しては司法省(Department of Justice)が責任主体である。建造物・輸送障壁排除委員会(Architectural and Transportation Barriers Compliance Board)が

表3 ADAの内容別施行日

施行日	内 容
雇用	
1992年7月26日	25人以上の被用者を雇用している使用者
1994年7月26日	15人以上の被用者を雇用している使用者
公共施設	
1992年1月26日	全般：ただし、被用者が25人以下で収益が100万ドル以下の企業に対しては1992年7月26日以前、被用者が10人以下で収益が50万ドル以下の企業に対しては1993年1月26日以前は、訴訟手続きは開始されない。
○公共施設及び商業施設の新建築と改造	
1992年1月26日	改造
1993年1月26日	新建築
公共輸送	
○公共輸送(固定路線システム、副次式輸送、需要応答システムを含むバス、軽便鉄道、高速鉄道及び輸送施設)	
1990年8月26日	新しく購入もしくは賃借する車両はすべて利用可能でなければならない。
1995年7月26日	1列車につき1車両が利用可能でなければならない。
1992年1月26日	副次式輸送サービス。
1992年1月26日	新しく建造される駅。
1993年7月26日	主要駅は利用可能にならなければならない。過度に高額な構造変更の場合は、2020年7月26日まで期間延長が認められる。
○都市間の鉄道及び通勤者用鉄道による公共輸送(輸送施設を含む)	
2000年7月26日	すべての車両が利用可能となり、利用可能な座席が用意されなければならない。
1995年7月26日	上記座席の半分が利用可能でなければならない。
1995年7月26日	1列車につき1車両が利用可能でなければならない。
1992年1月26日	新しく建造される駅。
2010年7月26日	現存の駅は利用可能なものとならなければならない。
1993年7月26日	通勤者用鉄道の主要駅は利用可能なものとならなければならない。例外的に、20年間の期間延長が認められる。
電気通信	
1993年7月26日	電気通信リレーサービスが毎日1日24時間行われなければならない。

「ADA 建造物・施設利用可能性ガイドライン」を作成しているが、司法省には2718もの文書によるコメントが寄せられ、締め切り後も1ヶ月以内に222のコメントが送付されてきている(第二編)。第三編の方には1585通のコメントが寄せられ、締め切り後に280通が

届けられている。繰り返し開催された公聴会や説明会の場で、数々の不明確な点や疑問点が指摘されてきた⁷⁾。ADAに関連を持つ各政府機関は、施行規則、ガイドライン、最低基準の作成と解説に集中的にエネルギーを傾注したのである。

2. 諸情報の提供・普及活動

ADAに関し、合衆国民とりわけ企業関係者、行政関係者、障害をもつ人々やその団体、権利擁護団体等に正確な情報を提供し、周知徹底を図るため、様々な活動が開始された。まず(A)連邦政府の各機関が行っている諸活動がある。次に、(B)政府が基金を提供し、企業団体や学術組織、障害に関連をもつ各種団体等に依頼し、ポスター作成、パンフレットや冊子等の各種印刷物の発行と配布、説明会や展示会の開催等を実施してもらっている。

(A) 連邦政府諸機関による情報普及活動

(1) 司法省 ① ADA実施に関し、約200万件の情報送付(利用可能性フォーマットの要求多い)。② 150回以上の説明会。③ ADAホットライン(多数の専門家が待機、週当たり約2500本の電話)。④ 第三編の要件に関するパンフレットを590万の企業に送付。⑤ ポスター、印刷物を5000以上送付。⑥ ADAハンドブックを1万以上の図書館に送付。⑦ 第二編と第三編の技術援助マニュアル・最新情報の送付。

(2) 平等雇用機会委員会 ① 週当たり約1000件の電話応対。② 500回以上の説明会。③ 包括的技術援助マニュアルを12万5000以上の使用者、組織、個人に配布。④ 司法省と協力し、質問一応答形式のパンフレットを作成、初版は25万人の使用者に配布。使用者の責任を記した小冊子を40万部配布し、障害をもつ人の権利を記した小冊子を42万5000部配布。⑤ 平等雇用機会に関するポスターを130万人の使用者に配布、掲示を要請。

(3) 連邦通信委員会 「電気通信リレーサービス：情報ハンドブック」の配布。

(4) 運輸省 「輸送機関利用可能性ハンドブック」、「障害をもつ人用輸送利用可能性改善ガイドライン」、「リフト、車椅子用傾斜路・安全装置用ガイドライン詳解」、「水上輸送乗客産業に及ぼすADAの影響」など多数の小冊子、パンフレットの作成・配布。

(5) 建造物・輸送障壁委員会 ① 「ADA利用可能性ガイドライン・チェックリスト」、「バス・システム」、「通勤者用鉄道車両・システム」など多数の小冊子、パンフレット類の作成・配布。② 毎月1500件以上の技

術援助要請電話に対応。

これら政府関係機関の刊行物のうち、最も包括的で詳細なものは、司法省と平等雇用機会委員会による「ADAハンドブック」で、1991年12月に発行され1992年10月に改訂版が出されている。700頁近い大部の図書であるが、広く利用されているという。これは政府印刷局を通じて購入可能である。また、点字版、拡大文字版、オーディオテープ版、コンピュータ利用のCD版等も作成されている。

(B) 各種組織による情報普及活動

政府基金の提供を受けた各種組織が活発な活動を展開している。例えば American Speech-Language-Hearing Association は Communication: Fact Sheet と Communication and The ADA という2種類の印刷物を出しているし、IBM National Support Center for Persons with Disabilities は障害をもつ人々用の機器類に関する概説と障害別の大部の冊子を作成している。筆者が連絡を取ったほとんどの組織は無償で諸情報を送付してきており、一部に実費請求があるにすぎない。

(C) 政府による簡明な情報提供努力

(A)(2)(4)に記した質問形式のパンフレット⁹⁾は、内容に工夫がこらされ、具体的に分かりやすいものとなっている。例を挙げよう。問：使用者は「適切な便宜」が必要かどうか、どのようにしたらよいか事前を知っていなければならないか。答：必要はない。応募者、求職者、被用者の要求や要請があったとしても、補聴器とか眼鏡といった個人用のものの必要はない。問：「適切な便宜」を供与することは、経費的に見て「不当な困難」がある。わが支店は小規模なので、とても供与できない。答：支店は小さくとも本店が大きければ、支店の被用者に「適切な便宜」を供与しなければならない。問：レストランだが、点字のメニューを備えなければならないか。答：そんなことはない。盲のお客さんには、ウェ이터その他の人がメニューを読んであげればよい。問：衣料品店だが、点字の定価札が必要か。答：必要ない。質問されたら口頭で知らせなさい。問：タイピストを雇用したいが2人の応募者のうち、1人は「障害をもつ有資格の個人」(qualified individual with a disability)で、一分以内に平均50語を正確にタイプする。障害のない他の人は、平均75語を正確にタイプする。障害をもつ人を採用しなければならないか。答：仕事をこなすのにタイプを速く打つのが必要であるならば、それを基に採用を決めるのでよい。

3. 中小企業に対する税控除

ADAは労働の場へ政府が介入しようとする動きを加速するとか、既に弱体化している経済にとって経費負担が大きすぎる、経費のかかる訴訟だらけになるといった批判が、産業界から頻出していた。議会はこうした反対論や法案成立慎重論を尊重し、もしくはなだめるため、あるいは懐柔するため、中小企業への税控除を企図し、それが実現をみた。合衆国の「内国歳入法典」(Internal Revenue Code)では、高齢者やマイノリティ、特定の職業に就いている者、障害をもつ者等に対する税控除が定められていたが、第44条が修正され、障害をもつ者に利用可能性を提供するための出費に対する税控除が規定された。

「内国歳入法典」における、企業に適用できる障害に関連した税規定は次の3種類である⁹⁾。

(1) 第51条：対象とされる職業での税控除～障害をもつ新規被用者の第1年目の賃金のうち、最初の6,000ドルの40%分が控除対象。総括予算調整法(1993年)で1994年12月31日までの延長が定められた。

(2) 第190条：障害をもつ人々及び高齢者に対し建造物・輸送障壁を除去することに対する税控除～財務省の基準に合致していれば、最高15,000ドルまで税を控除。

(3) 第44条：障害をもつ者に利用可能性を提供するための出費に対する税控除～前年の総売上高が100万ドル以下か、フルタイムの被用者が30人以下の中小企業に対し、適格な出費250ドル以上、10,250ドルを越えない額の50%分を控除。対象となるのは以下の通り。①障害をもつ人々の就業を妨げる建造物、通信、物理的もしくは輸送上の障壁を除去する目的のもの。②有資格の朗読者、テープ録音されたテキスト、または視覚障害をもつ個人が利用する視覚的伝達機材の他の効果的な手段の提供。③有資格の通訳、または聴覚に障害をもつ個人が利用する聴覚的伝達機材の他の効果的な手段の提供。④障害をもつ個人のために機器もしくは装置を取得すること。⑤その他の類似のサービス、変更、機材、装置を提供すること。例：A社がADAの「適切な便宜」提供義務に従うため8,000ドルの装置を購入。250ドルより7,750ドル超過なので、50%の3,875ドルが控除対象。

これらのうち、(1)に関してはロビー活動を活発に行っている全米雇用機会ネットワークが、税控除の恒久化を企図し、積極的な働きかけを開始したという¹⁰⁾。

4. 訓練と技術援助

「障害をもつ有資格の個人」が労働の場への参加を

求めても、あるいは使用者側が雇用しようとしても、労働に対する心構え、あるいは最低限の必要技能・知識もない場合、実際に就労は困難になる。また、使用者側に「適切な便宜」を提供する意志があっても、実際にどうしたらよいか、建造物や輸送の障壁を排除したり、採用や昇進を考慮する際の方法をどうしたらよいか、といった課題への対応も急ピッチで進展中である。

連邦政府はこれらの課題を、多くの補助金支出や契約によって遂行しようとしている。例えば、司法省は19の組織に補助金を支出しているが、1992会計年度には340万ドル、1993会計年度には250万ドルの追加支出がなされている。国立障害・リハビリテーション研究所(National Institute on Disability and Rehabilitation Research)は、新しく10の地域障害・企業技術援助センターを設立し、ADAの全編とりわけ第一～第三編に関する技術援助を提供している。また、国際機械技師協会や全米自立生活センター評議会等と契約し、機材開発プロジェクトや訓練プロジェクトの遂行を図っている。運輸省、連邦通信委員会、建造物・輸送障壁排除委員会、平等雇用機会委員会等も、それぞれ基金の支出や技術援助を行っている。

これらに関しては、リハビリテーション法修正(1992年)が、組織的な取り組みへの基盤を明確化している。

5. 全米障害者問題審議会の活動

1978年、保健・教育・福祉省内に諮問委員会として設置され、「リハビリテーション法修正(1984年)」によって独立した連邦政府機関となった全米障害者問題審議会は、ADA 1988年案の作成主体であったし、ADAの成立に精力的な諸活動を進めてきた組織である。同会は1991年10月からADA WATCHというADAに関するプロジェクトを展開させてきている。ADA実施の初期状況に関する報告¹¹⁾が出されたが、そこでの事実認定と議会への勧告の概要を見てみよう。

事実認定

1. 全般的に、連邦政府はADAの実施責任を十分に果たしている。
2. 障害をもつ人々やその擁護団体は、ADAの説明・教育、交渉に努力し、最後の手段として訴訟を行っている。
3. 商業連合等の多数組織が、ADA実施についてメンバーへの援助努力を開始している。
4. ADA実施にあたり、企業にとり過度の負担にならない計画は十分に根づいてきている。
5. ADAは、非営利機関・施設での障害に関する諸活動に新しい機会を提供している。
6. ADAにより刺激された企業の諸活動は、多様な結果をもたらしてきている。
7. ADAに関する苦情は、例えば第一編なら、障害をもつ現在の被用者への便宜供与を含む、主要な領域への配慮の重要性を示している。
8. ADAの雇用規定実施への適用団体による努力は、雇用障壁排除に役立ってきているが、まだ多くの障壁が存在している。
9. 最も生産的なADA実施諸活動は、政府諸機関、企業、企業団体、障害をもつ人々とその関係者間の協力的努力に負っている。
10. 情報や技術援助のニーズは、政府や州のリソースでは対応しきれないほど増大している。
11. ADAに関し、障害をもつ人々や関係者、適用団体に情報を提供する努力が実効をあげつつあるが、多くの大きなギャップが存在している。
12. 障害をもつマイノリティーへの十分な配慮が必要である。
13. 組織や個人によるADAの知識が深まるにつれ、疑問が高度化・専門化し、その対応が必須である。
14. 適用団体は、ADA遵守に際して連邦政府が提供できる限界点を知りたがっている。
15. ADA施行規則が精細化されるにつれ、他の障害非差別連邦法とADAの関係が問題になってきている。
16. 視覚障害、聴覚障害、身長が著しく低い、環境による疾病の人々などから、ADAの実施努力方法に不満が寄せられている。
17. ADAの包括性にも拘らず、環境による疾病をもつ人々への完全な保護等の適用面での問題が存する。
18. ADAと施行規則の解釈や適用を含む数多くの技術的問題が提起されている。
19. 被用者が恩恵を受ける保護ケアプランなどが、ADA実施に伴い使用者によって打ち切られる可能性が出てきている。
20. 障害をもつ人々を支援する従来の政府諸活動の役割や、現存する障害関係法の適用は、ADAにより影響を受けてきている。
21. ADAの理解、実施の経費、ADA実施への優先順位化を図っている。
22. ADAの進歩と影響に関しては、現存の資料ソー

スからは十分な解明が出来ない。研究・調査が不可欠である。

事実認定のうち、1～6はADA実施に向けての連邦政府、障害をもつ人々やその権利擁護団体、企業等の努力を取り上げ、肯定的な評価を行っている。7と8は、適切な便宜の供与や障壁除去への努力がさらに必要とされることを指摘している。9では、諸機関や関係者の協力の重要性が扱われ、10～14には技術援助や情報の必要性が力説されている。15～20では連邦政府のより一層の努力、21と22では研究・調査と優先順位のことに取り上げられている。

これに対応した議会への勧告では、まず1で、現時点ではADAに修正の必要がないことを述べている。技術援助や情報の緊要性が2～10で取り上げられ、連邦政府による積極的対応や立法化が11～13で、研究・調査の立案・実施への提言が14～16でなされている。これらは、多方面にわたる調査、公聴会、検討会を通じて収集した諸情報を基にまとめられたものである。

勧告

1. ADA実施の初期段階で得られた実質的進歩を維持するため、現時点では法に修正がなされるべきではない。
2. 連邦政府はラジオ、テレビ等を通じ、ADAに関する正確な情報を普及させるキャンペーンを計画、調整し、基金を支出するべきである。
3. アフリカ系アメリカ人を始め、マイノリティのニーズに応じる新しい機材や普及の方略が開発されるべきである。
4. 中小企業や大都市圏外の地域社会に焦点を当てた組織的な普及と技術援助努力が始められるべきである。
5. ADA情報や技術援助機材の普及は、次第に地方へ、連邦セクター外へ移されるべきである。
6. 連邦技術援助プロジェクトがアラスカ、ハワイ、信託統治領に確立されなければならない。
7. これからの技術援助機材は、産業や専門分野に対応する高度化・専門化が要求される。
8. 州及び地方行政機関に、より多くの技術援助が提供されるべきである。
9. 連邦政府は公衆に向け、技術援助機材がADA基準に合致する信頼し得るものであるとの保証をなすべきである。
10. 連邦政府は私的セクターや障害をもつ人々やその関係者たちにADA実施のリーダーシップが取れるようにし、かつ調整をし、さらに、技術援助も提供

者であるよりは中間的調整者の役割をするようにしていくべきである。

11. 省庁間障害問題調整審議会は、適用団体間のギャップ、用語の定義に関する問題、障害非差別連邦法間の問題を認識し、対応すべきである。
12. 司法省、平等雇用機会委員会、運輸省、連邦通信委員会、建造物・輸送障壁排除委員会は、ADAの方針決定に関し、技術ガイダンスの覚え書きを準備し、配布すべきである。
13. 議会と行政府は、暴力もしくは他の外傷による頭部損傷の者、公共の場での二次的喫煙（他人の喫煙によって、副流煙を吸入すること）や他の汚染によってひどい影響を受ける環境病の人々のような、「顕現しつつある障害」をもつ人々のニーズに合致する立法を考慮すべきである。
14. ADAの四つの目標、「機会の平等」、「完全な参加」、「自立生活」、「経済的自給自足」、に合致する進歩がなされているかどうか包括的研究が必須である。
15. 議会は、ADA実施以来、障害をもつ人々のニーズがいかに満たされているか明白にする、大規模な縦断的研究を計画し、基金支出をなすべきである。
16. 連邦政府によるADA情報の普及、技術援助活動、研究への基金支出は、法の実効的实施を保証する十分なものでなければならない。

6. 若干の検討

ADAの主要部分は1992年に施行をみた。したがって、現時点で施行状況の評価を行うことは困難であるし、適切でもないであろう。しかし、いくつもの組織等によって公共サービスや公共施設、雇用等に関する実態調査が進められている。

例えば、下院の教育専門・市民的権利小委員会は会計検査院に対し、ADA施行直前(1992年1月)における建造物の障壁除去に関する調査を要請した。この調査報告¹²⁾によると、11都市にまたがる231の企業体や行政機関を訪問調査したところ、多くのところが障害をもつ人に利用可能であり、重要な障壁が除去されていたという。これは、同時期に実施された全米脳性まひ協会の全国的調査の結果と合致している。障壁が多いのは、レストラン、バー、ホテル、モテル、劇場、コンサートホール、陸上競技場、理・美容院、オフィスビル、ショッピングセンター、パン屋、食料品店等であり、あまり問題がなかったのは、銀行、医院、病院、弁護士事務所、美術館、図書館、公園、動物園、

学校、デイケアセンター、体育館、連邦・州・地方行政機関、バスや鉄道等の公共輸送システムであった。しかし、まだまだ重要な障壁が残っている。優先順位からみるならば、①施設への接近可能性の改善、②施設内での物品やサービスへの接近・利用可能性の改善、③施設内での行動可能性の改善となるであろう。入口の段差や階段、重いドアなどは、接近可能性を閉ざしてしまうことになる。会計検査院の指摘によると、調査対象の58%はADA利用可能性ガイドラインに合致しない重いドアだった。

また、経営者、支配人対象の面接調査から、ADAを知らない者が31%あり、ある程度知っている者が47%だったという。同時期に実施されたギャラップの調査でも、企業の17%はほとんどなにも知らず、25%が名前だけ知っている状態で、多少は知っている企業は44%、よく知っているのは14%だけであったという。

これらから、(1)障壁除去への努力がかなり払われ、相当の成果が挙げられている。しかし、相談・助言なしでの実施が多く、重大な障壁が残されていること、(2)ADAがまだ適用団体によく知られていないこと、が明らかになった。障壁除去へのきめ細かな働きかけが重要なこと、ADAの情報普及活動の一層の努力と、普及活動のあり方の見直しが必要であろう。

ADAは法律として曖昧模糊でありすぎる、費用が膨大である、果てしない訴訟の連続となるのではないかと、といった懸念が表明されてきた。事実、すでに法的係争が続発しており¹³⁾、その最新情報はIn The Mainstream誌(隔月刊)のLegal Update欄にかなり詳細に掲載されている。これを瞥見するだけでも、障害をもつ人々への差別が根強く、かつ無意識的に持続してきていることがよく分かる。また、公共施設における差別の禁止違反として訴訟を起こされたホテルが、これを契機に大改造計画を立案・公表し、司法省から望ましいホテルのモデルとして発表されたりしている¹⁴⁾。このニューヨークのInter-Continental Hotelは、入口、レストラン、エレベーター、電話、トイレ等の改造等の他、691の客室中、21室を車椅子の人が利用可能とし、35室を聴覚障害の人たちが利用しやすいようにするという。

障害をもつ人々への差別禁止に向け、アメリカ合衆国は着実に変化をみせはじめている。構造的で長引く経済不況の下、ADAの完全実施には抵抗がかなりあると推測される。しかし、ADA署名演説でBush大統領は「この法律がつくられたことによって、わが国は人権問題に関する国際的リーダーとしての位置を確立

しました。そして、既に、スウェーデン、日本、ソ連、ECの12ヶ国を含む他国のリーダーたちは、同様な法律を作りたいとの意向を表明しております」と誇らかに述べていたし、1992年12月1日、ADA雇用サミットに向け、Clinton次期大統領もADAの重要性を認識し完全実施を誓う書簡を送っている。

こうしたことから、内容によって施行日に多少の変更が行われたとしても、完全実施への動きは止まることはないであろう。リハビリテーション法修正(1992年¹⁵⁾)は、その修正目的の第1に、ADAの理念及び内容をリハビリテーション法に反映されるようにすることを掲げ、ADAが志向するものを具体化する諸方策を規定している。

また、1993年2月17日、オーストリアのウィーンで開催されていた国際連合社会開発委員会は、全米障害者問題審議会のJohn A. Gannon議長のリーダーシップで、ADAの精神を具体化していくという決議を通過させた¹⁷⁾。

アメリカ合衆国や国連の動き、とりわけアメリカにおけるADA及びその実施に向けての動向は、この分野で大きな影響を受け続け、後塵を拝し続け、ようやく新しい動きが見られ始めてきたわが国にとって、大いに参考になるものと思料される。とりわけ、その情報普及を図る広報活動の規模と配慮(ADA関連のものは、連邦政府との契約、補助金受領団体を含め、情報はすべて点字、拡大文字、オーディオ・テープ、コンピュータ利用の電子情報で提供されている)とに注目したい。

おわりに情報を遅滞なく提供して下さった合衆国諸機関に感謝の意を表明したい。

注

- 1) 中野善達・藤田和弘・田島裕(1991): 障害をもつアメリカ人に関する法律。湘南出版社。
- 2) Reams, Jr. B.D., P.J. McGovern and J.S. Schultz (Eds.) (1992): Disability Law in the United States: A Legislative History of the Americans with Disabilities Act of 1990. Public Law 101-336. Vol.1~6. William S. Hein & Co. 議会関係のものを中心とした最も網羅的な資料集。この内容の多くは、そのまましくは要約した形で注1)の図書に既に収載されている。Trenkner, T.R. (1992): Americans with Disabilities: Practice and Compliance Manual. Vol.1~4. Lawyers Cooperative Publishing.

- ADA 及び関連法規の施行規則とその解説.
- 3) U.S. Equal Employment Opportunity Commission and the U.S. Department of Justice (1991): Americans with Disabilities Act Handbook. Government Printing Office. 1991年12月に出され、1992年10月に改訂版が出た、政府機関による ADA 第一編、第二編、第三編を中心とする極めて詳細な資料集.
 - 4) Federal Register, Vol.55, August 1, 1990.
 - 5) Federal Register, Vol.56, February 28, 1991.
 - 6) Federal Register, Vol.56, July 26, 1991.
 - 7) 上掲 3) 参照.
 - 8) 上掲 3) に記載されている。Appendix M: ADA Question and Answers.
 - 9) Marx, G.S. and G.G. Goldberger (1991): Disability Compliance Manual. Warren, Gorham & Lamont. 第7章の Tax Consideration.
 - 10) In The Mainstream. 18 (5), 19, 1993.
 - 11) National Council on Disability (1993): ADA Watch — Year One: A Report to the President and the Congress on Progress in Implementing the Americans with Disabilities Act. この報告書は4月5日に出されたが、入手希望が多く、6月には品切れとなり、9月以降、ERIC の clearing house からコピーの入手が可能となっている。筆者は幸いに、Council から送付していただいた.
 - 12) Feis, C.L. and F. Mulhauser (1993): Americans with Disabilities Act: Initial Accessibility good but important barriers remain. U.S. General Accounting Office.
 - 13) Tucker, B.P. and B.A. Goldstein. (1993): Legal Rights of persons with Disabilities: An Analysis of Federal Law. LRP Publications. Table of cases.
 - 14) 上掲 10) P.P. 18-19.
 - 15) 上掲 1) 155 頁.
 - 16) 中野善達 (1994): (米国)「リハビリテーション法修正(1992年)」について。筑波大学リハビリテーション研究, 3 (1), 69-73.

Tsukuba J. Rehabil., 3(1), 3-10, 1994.

Review

Implementation of The Americans with Disabilities Act of 1990

Yoshitatsu NAKANO

The Americans with Disabilities Act of 1990 (ADA) is the world's first comprehensive civil rights law for people with disabilities. In this article, the author aims to discuss briefly the present state of its implementation, mainly using various materials published or provided by federal agencies.

- 1) ADA enforcement regulations, guidelines and minimum standards are officially announced according to scheduled time plans and, legally, the way toward their full implementation has been paved.
- 2) A number of organizations that have contracts with federal agencies or the government itself, or are subsidized by them, are active in disseminating ADA-related information. The information is supplied in the forms of braille, large print, audiotape, electronic file on computer disk, and electronic bulletin board.
- 3) There are disability-related tax provisions for small businesses. They are also offered technical assistance.
- 4) Since the ADA is still in an early stage of implementation, it is difficult to evaluate it. While the extent of implementation seems to be increasing satisfactorily, it is recognized that further consideration is necessary concerning the methods and content of information dissemination and technical assistance.

Key Words: ADA implementation, federal regulation, information dissemination